

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、所沢都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

### I. 所沢都市計画区域の位置等

所沢都市計画区域は、都心から約 30km 圏、埼玉県の南西部に位置しています。  
また、所沢都市計画区域に含まれる土地の区域は、所沢市の行政区域全域です。

#### 【3・3・2号東京狭山線】

本路線は、所沢市大字下安松を起点とし、所沢市大字下富に至る延長 7750m、幅員25mの幹線街路です。

#### 【3・3・3号宮本柳瀬線】

本路線は、所沢市宮本町を起点とし、所沢市大字坂之下に至る延長 8400m、幅員25mの幹線街路です。

### II. 変更の理由

近年の県道の開通、有料道路の無料化等により、周辺道路の交通事情が変化したことにより、3・3・2号東京狭山線及び3・3・3号宮本柳瀬線の交通量が増大し、両路線の交差点において慢性的に渋滞が発生しています。

このため、当該交差点における交通の円滑化を図るため、両路線の交差構造を立体交差に変更し、3・3・2号東京狭山線の一部区間の区域を変更するものです。併せて、両路線の車線数を決定するものです。

### III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・2号東京狭山線	約7,750m	4車線 (-)	25.0m	・一部区域の変更 ・交差構造の変更 ・車線数の決定
3・3・3号宮本柳瀬線	約8,400m	4車線 (-)	25.0m	・交差構造の変更 ・車線数の決定

### IV. 関連する都市計画

該当なし